

議案第 9 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対応し、将来にわたって安定した国民健康保険の運営をしていくため、税率等を改正すること及び未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置の創設により地方税法等が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条第1項中「100分の4.97」を「100分の5.31」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「100分の8」を「100分の6」に改める。

第6条第1号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2」を「100分の2.05」に改める。

第9条中「7,200円」を「8,400円」に改める。

第10条第1号中「9,900円」を「8,700円」に改め、同条第2号中「4,950円」を「4,350円」に改め、同条第3号中「7,425円」を「6,525円」に改める。

第18条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第26条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条第1号ウ中「5,040円」を「5,880円」に改め、同号エ(ア)中「6,930円」を「6,090円」に改め、同号エ(イ)中「3,465円」を「3,045円」に改め、同号エ(ウ)中「5,198円」を「4,568円」に改め、同条第2号ウ中「3,600円」を「4,200円」に改め、同号エ(ア)中「4,950円」を「4,350円」に改め、同号エ(イ)中「2,475円」を「2,175円」に改め、同号エ(ウ)中「3,713円」を「3,263円」に改め、同条第3号ウ中「1,440円」を「1,680円」に改め、同号エ(ア)中「1,980円」を「1,740円」に改

め、同号エ(イ)中「９９０円」を「８７０円」に改め、同号エ(ウ)中「１，４８５円」を「１，３０５円」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(１) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ４，１４０円

イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 ６，９００円

ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 １１，０４０円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 １３，８００円

(２) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 １，２６０円

イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 ２，１００円

ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 ３，３６０円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ４，２００円

第２７条中「前条の」を「前条第１項の」に、「前条第１号」を「前条第１項第１号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第３号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第４項中「第２６条」を「第２６条第１項」に、「法第７０３条の５」を「法第７０３条の５第１項」に改める。

附則第５項、第６項及び第８項から第１５項までの規定中「第２６条」を「第２

6 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u>) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.31</u>を乗じて算定する。 2 略 (<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額</u>) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6</u>を乗じて算定する。 (<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u>) 第5条 略 (<u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u>) 第6条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び<u>第26条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属	(<u>国民健康保険の被保険者に係る所得割額</u>) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.97</u>を乗じて算定する。 2 略 (<u>国民健康保険の被保険者に係る資産割額</u>) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8</u>を乗じて算定する。 (<u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u>) 第5条 略 (<u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u>) 第6条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第10条及び<u>第26条</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一

新	旧
者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び<u>第26条第1項</u>において同じ。）以外の世帯 1世帯について2万1,600円 (2)・(3) 略 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.05</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>8,700円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>4,350円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>6,525円</u> （納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第26条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 略	の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び<u>第26条</u>において同じ。）以外の世帯 1世帯について2万1,600円 (2)・(3) 略 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第7条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後</u>の総所得金額等に<u>100分の2</u>を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,200円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第10条 略 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>9,900円</u> (2) 特定世帯 1世帯について<u>4,950円</u> (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>7,425円</u> （納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第18条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第26条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 略

新	旧
(国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万9,320円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯	(国民健康保険税の減額) 第26条 略 (1) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万9,320円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応

新	旧
の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 880円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6, 090円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>3, 045円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>4, 568円</u> オ・カ 略 (2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万3,800円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5, 040円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>6, 930円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>3, 465円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>5, 198円</u> オ・カ 略 (2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1万3,800円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

新	旧
被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4, 200円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 350円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 175円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 263円</u> オ・カ 略 (3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 520円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 680円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1, 740円</u>	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3, 600円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>4, 950円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について<u>2, 475円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>3, 713円</u> オ・カ 略 (3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 520円 イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1, 440円</u> エ 略 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>1, 980円</u>

新	旧
(イ) 特定世帯 1世帯について<u>8 7 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 3 0 5 円</u> オ・カ 略	(イ) 特定世帯 1世帯について<u>9 9 0 円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について<u>1, 4 8 5 円</u> オ・カ 略
<u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u>	
<u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u>	
<u>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 1 4 0 円</u>	
<u>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 9 0 0 円</u>	
<u>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1 1, 0 4 0 円</u>	
<u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 3, 8 0 0 円</u>	
<u>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u>	
<u>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 2 6 0 円</u>	
<u>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 1 0 0 円</u>	

新	旧
ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 3, 360円 エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 4, 200円 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1項第1号中「総所得金額及び」</u>とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) <u>及び</u>」とする。 附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、<u>前条第1号中「総所得金額」</u>とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。 附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同

新	旧
条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第26条</u>の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第26条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合

新	旧
における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第	8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」

新	旧
2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 2 6 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び<u>第 2 6 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 2 6 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び<u>第 2 6 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得	と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 2 6 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び<u>第 2 6 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第 2 6 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 （先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び<u>第 2 6 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並

新	旧
金額並びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第 2 6 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第 3 3 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び<u>第 2 6 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第 2 6 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する	びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第 2 6 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第 3 3 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 7 条、第 1 1 条及び<u>第 2 6 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第 2 6 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する

新	旧
特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第26条第1項</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外	特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び<u>第26条</u>において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第26条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者

新	旧
国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第26条第1項</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利	等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び<u>第26条</u>において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、<u>第26条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利

新	旧
適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第26条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第26条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

(1) 国民健康保険税率等の改正

国民健康保険は、平成30年度の制度改革から、財政運営の責任主体である愛知県が県内の市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を市町村が納付するとともに、愛知県が保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に交付することで、保険税の負担を公平に支え合う仕組みとなっています。

この間、大口町では、国民健康保険事業費納付金の算定基礎となる医療費水準及び所得水準により当該納付金が高く算定され、愛知県に納付するための財源が保険税収のみでは不足することから、国民健康保険財政調整基金、法定外一般会計繰入金及び前年度繰越金を活用し、できる限り被保険者の負担増を抑えながら、毎年度、保険税率等を改正し、国民健康保険財政を運営しています。

加えて、愛知県が国民健康保険税の課税の標準的な算定方式に定めた、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の3方式とするため、大口町国民健康保険運営協議会の承認のもと、平成30年度に後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の資産割額を廃止し、基礎課税額分の資産割額は、令和3年度から、廃止に向けた段階的な保険税率の改正を行っています。

今般、このような方針に則し、被保険者を取り巻く状況や、被保険者の負担増に十分留意した上で、必要な保険税率等の改正を行うものです。

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置の創設

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置が創設されたことに伴い、地方税法施行令の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税率等

ア 基礎課税額に関する改正

	改正前	改正後	条 項
所得割額	4.97%	5.31%	第3条第1項【改正あり】
資産割額	8.00%	6.00%	第4条【改正あり】
均等割額	27,600円	27,600円	第5条【改正なし】
平等割額	21,600円	21,600円	第6条第1号【改正なし】
特定世帯	10,800円	10,800円	第6条第2号【改正なし】
特定継続世帯	16,200円	16,200円	第6条第3号【改正なし】

イ 後期高齢者支援金等課税額に関する改正

	改正前	改正後	条 項
所得割額	2.00%	2.05%	第7条【改正あり】
均等割額	7,200円	8,400円	第9条【改正あり】
平等割額	9,900円	8,700円	第10条第1号【改正あり】
特定世帯	4,950円	4,350円	第10条第2号【改正あり】
特定継続世帯	7,425円	6,525円	第10条第3号【改正あり】

ウ 介護納付金課税額に関する改正

	改正前	改正後	条 項
所得割額	1.78%	1.78%	第11条【改正なし】
均等割額	11,100円	11,100円	第13条【改正なし】
平等割額	6,000円	6,000円	第14条【改正なし】

エ 国民健康保険税の減額に関する改正

① 7割軽減

	改正前	改正後	条 項
基礎課税額分均等割額	19,320円	19,320円	第26条第1項第1号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	15,120円	15,120円	第26条第1項第1号イ(ア)【改正なし】

基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	7, 5 6 0 円	7, 5 6 0 円	第26条第1項第 1号イ(イ)【改 正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	11, 3 4 0 円	11, 3 4 0 円	第26条第1項第 1号イ(ウ)【改 正なし】
後期高齢者支援金等分均 等割額	5, 0 4 0 円	5, 8 8 0 円	第26条第1項第 1号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定世帯及び特 定継続世帯以外の世帯)	6, 9 3 0 円	6, 0 9 0 円	第26条第1項第 1号エ(ア)【改 正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定世帯)	3, 4 6 5 円	3, 0 4 5 円	第26条第1項第 1号エ(イ)【改 正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定継続世帯)	5, 1 9 8 円	4, 5 6 8 円	第26条第1項第 1号エ(ウ)【改 正あり】
介護納付金分均等割額	7, 7 7 0 円	7, 7 7 0 円	第26条第1項第 1号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	4, 2 0 0 円	4, 2 0 0 円	第26条第1項第 1号カ【改正なし】

② 5割軽減

	改 正 前	改 正 後	条 項
基礎課税額分均等割額	13, 8 0 0 円	13, 8 0 0 円	第26条第1項第 2号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続 世帯以外の世帯)	10, 8 0 0 円	10, 8 0 0 円	第26条第1項第 2号イ(ア)【改 正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	5, 4 0 0 円	5, 4 0 0 円	第26条第1項第 2号イ(イ)【改 正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	8, 1 0 0 円	8, 1 0 0 円	第26条第1項第 2号イ(ウ)【改 正なし】
後期高齢者支援金等分均 等割額	3, 6 0 0 円	4, 2 0 0 円	第26条第1項第 2号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定世帯及び特 定継続世帯以外の世帯)	4, 9 5 0 円	4, 3 5 0 円	第26条第1項第 2号エ(ア)【改 正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定世帯)	2, 4 7 5 円	2, 1 7 5 円	第26条第1項第 2号エ(イ)【改 正あり】
後期高齢者支援金等分平 等割額(特定継続世帯)	3, 7 1 3 円	3, 2 6 3 円	第26条第1項第 2号エ(ウ)【改 正あり】
介護納付金分均等割額	5, 5 5 0 円	5, 5 5 0 円	第26条第1項第 2号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	第26条第1項第 2号カ【改正なし】

③ 2割軽減

	改正前	改正後	条 項
基礎課税額分均等割額	5, 520円	5, 520円	第26条第1項第3号ア【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	4, 320円	4, 320円	第26条第1項第3号イ(ア)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定世帯)	2, 160円	2, 160円	第26条第1項第3号イ(イ)【改正なし】
基礎課税額分平等割額 (特定継続世帯)	3, 240円	3, 240円	第26条第1項第3号イ(ウ)【改正なし】
後期高齢者支援金等分均等割額	1, 440円	1, 680円	第26条第1項第3号ウ【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯)	1, 980円	1, 740円	第26条第1項第3号エ(ア)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定世帯)	990円	870円	第26条第1項第3号エ(イ)【改正あり】
後期高齢者支援金等分平等割額(特定継続世帯)	1, 485円	1, 305円	第26条第1項第3号エ(ウ)【改正あり】
介護納付金分均等割額	2, 220円	2, 220円	第26条第1項第3号オ【改正なし】
介護納付金分平等割額	1, 200円	1, 200円	第26条第1項第3号カ【改正なし】

(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減措置

ア 対象者

被保険者均等割額の軽減措置の対象者は、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）です。

イ 軽減措置

未就学児に係る被保険者均等割額について、未就学児の国民健康保険の資格が生じた日の属する月から、一律に5割を軽減します。

また、法定軽減（所得が一定の基準以下の世帯に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割又は2割を軽減するもの）が適用されている世帯は、法定軽減後の未就学児に係る被保険者均等割額の5割を軽減しま

す。この場合、未就学児の被保険者均等割額は、7割軽減世帯で8.5割軽減、5割軽減世帯で7.5割軽減、2割軽減世帯で6割軽減となります。

ウ 公費負担

国民健康保険法の一部改正等により、未就学児に係る被保険者均等割額の軽減相当額は、公費（国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1）により負担し、国民健康保険特別会計に繰り入れます。

(3) 未就学児の被保険者均等割額

ア 基礎課税額

	均等割額の軽減額	条 項
7割軽減世帯	4,140円	第26条第2項第1号ア【新設】
5割軽減世帯	6,900円	第26条第2項第1号イ【新設】
2割軽減世帯	11,040円	第26条第2項第1号ウ【新設】
軽減なし世帯	13,800円	第26条第2項第1号エ【新設】

*算定（7割軽減世帯の未就学児の均等割額の場合）

均等割額	27,600円	…①
7割軽減額	19,320円	…② (①×0.7)
7割軽減後の均等割額	8,280円	…③ (①－②)
未就学児軽減額	4,140円	…④ (③×0.5)
未就学児軽減後の均等割額	4,140円	…③－④

イ 後期高齢者支援金等課税額

	均等割額の軽減額	条 項
7割軽減世帯	1,260円	第26条第2項第2号ア【新設】
5割軽減世帯	2,100円	第26条第2項第2号イ【新設】
2割軽減世帯	3,360円	第26条第2項第2号ウ【新設】
軽減なし世帯	4,200円	第26条第2項第2号エ【新設】

3 施行期日

(1) 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。